

平成 27 年 6 月 26 日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

代表取締役社長 伊奈 聡

(コード番号:3390)

問合せ先 広報・IR部

電話番号 03-6892-3864

取締役に対するストックオプション（新株予約権）の発行決議に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本日開催の当社第 19 回定時株主総会にて承認された取締役の報酬の範囲内で、取締役に対しストックオプションとして発行する新株予約権について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の割当日（発効日）
平成 27 年 7 月 15 日
2. 新株予約権の割当対象者
当社の取締役 1 名
3. 発行する新株予約権の総数
9,916 個
4. 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。
5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 991,600 株

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。なお、当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する会社普通株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は下記によって決定される額とする。

当初の行使価額は、平成 27 年 6 月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の会社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた価額、もしくは新株予約権の割当日（平成 27 年 7 月 15 日）における終値（取引が成立していない場合はその前営業日）、のいずれか高い価額とし、これにより生じた 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

(2) 行使価額の調整

- ① 新株予約権の発行後、会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 新株予約権の発行後、会社が、次の（１）（２）に該当する場合又はこれらの可能性がある場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

（１）調整前行使価額を下回る１株当たり払込金額をもって会社普通株式を新規に発行又は自ら保有する会社普通株式を移転等処分する場合（新株予約権の行使に基づき会社普通株式を交付する場合を除く。）。

（２）調整前行使価額を下回る１株当たり払込金額をもって会社普通株式を取得しうる新株予約権又は新株予約権を付与された証券が行使された場合に、会社普通株式を発行又は自ら保有する会社普通株式を処分する場合。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」は、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式数を控除した数をいい、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。

③ 上記①及び②のほか、会社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、会社は必要と認める行使価額の調整を行う。

7. 新株予約権の行使期間

平成 29 年 6 月 27 日から平成 37 年 6 月 26 日まで

8. 新株予約権行使の条件

（１）対象者は、権利行使時において会社若しくは会社の子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りではない。

なお、新株予約権割当契約に定める正当な理由とは、以下に列举されたものをいう。

① 対象者が会社又は会社子会社の監査役に就任した場合

② 対象者が会社都合により会社若しくは会社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合（但し、対象者が解雇若しくは解任された場合、又は本条第 3 項該当事由に該当する場合を除く。）

（２）対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

（３）会社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、新株予約権の行使の条件の 1 つとして下記の規定を定めるものとする。

記

対象者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合（会社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。）であって、本件要領の趣旨に照らし、対象者に本新株予約権の行使を認めることが相当でないときは、会社は対象者に対してかかる場合に該当する事由が発生したことを通知する。対象者は会社よりかかる通知を受けた場合、新株予約権を行使できなくなるものとする。

以上

(4) その他条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

9. 新株予約権の譲渡制限

(1) 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(2) 対象者は割当を受けた新株予約権の質入、担保供与その他の処分をすることができない。

(3) 会社は、対象者と個別に締結する新株予約権割当契約において、本条に定める以外の新株予約権の譲渡その他の処分に関する制限を行うことができる。

以 上